

重要事項説明書別紙利用料金表（看護小規模多機能型居宅介護）

適用地域区分	7級地	地域単価	10.17円
--------	-----	------	--------

看護小規模多機能型居宅介護の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

1.（1）看護小規模多機能型居宅介護費_利用負担料金（1月につき）

1割負担の場合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
看護小規模多機能型居宅介護費	12,700円	17,769円	24,978円	28,330円	32,046円

※月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

※登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。

※登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

※当事業所のひと月の利用者の数が利用定員を超えた場合及び配置することとされている人員が基準に満たない場合は、上記料金表の70%の額が利用料金となります。

※当事業所の利用者1人当たりの平均サービス提供回数が一週間に4回未満の場合は、上記料金表の70%の額が利用料金となります。

※登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、看護小規模多機能型居宅介護費及び短期利用居宅介護費は算定しません。

1.（2）短期利用居宅介護費（1日につき）

1割負担の場合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期利用居宅介護費	570円	637円	705円	772円	838円

1.（3）訪問看護体制減算 末期の悪性腫瘍等または特別な指示により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1月につき）

1割負担の場合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問看護体制減算	-941円	-941円	-941円	-1,882円	-2,964円
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合	-941円	-941円	-941円	-1,882円	-2,964円
特別な指示によ	-31円	-31円	-31円	-61円	-979円

り頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合					
----------------------	--	--	--	--	--

2. 加算・減算項目

加算・減算項目	初期加算	31円	/月
	認知症加算（Ⅰ）	814円	/月
	認知症加算（Ⅱ）	509円	/月
	認知症行動・心理症状緊急時対応加算	204円	/月
	若年性認知症利用者受け入れ加算	814円	/月
	栄養アセスメント加算	51円	/月
	栄養改善加算	204円	/回
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	21円	/回
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円	/回
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	153円	/回
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	163円	/回
	退院時共同指導加算	611円	/回
	緊急時訪問看護加算	584円	/月
	特別管理加算（Ⅰ）	509円	/月
	特別管理加算（Ⅱ）	255円	/月
	ターミナルケア加算	2,034円	/月
	看護体制強化加算（Ⅰ）	3,051円	/月
	看護体制強化加算（Ⅱ）	2,543円	/月
	総合マネジメント体制強化加算	1,017円	/月
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円	/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	14円	/月	
排せつ支援加算（Ⅰ）	11円	/月	
排せつ支援加算（Ⅱ）	16円	/月	
排せつ支援加算（Ⅲ）	21円	/月	
科学的介護推進体制	41円	/月	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	767円	/月	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	651円	/月	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	356円	/月	

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）短期利用の場合	26 円	/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）短期利用の場合	22 円	/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）短期利用の場合	13 円	/日	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 1.7%	/月	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 1.5%	/月	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 1.2%	/月	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 10.2%	/月	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 7.4%	/月	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 4.1%	/月	

- ※ 初期加算は、当事業所に登録した日から 30 日以内の期間について算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断された利用者にサービスを提供した場合、7 日間を限度として算定します。
- ※ 認知症加算(Ⅰ)は、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする利用者に対して、認知症加算(Ⅱ)は、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする要介護 2 の利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合にそれぞれ算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に、算定します。
- ※ 栄養改善加算は、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成するなど、栄養改善サービスを行った場合に、算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 口腔機能向上加算は口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として口腔清掃指導や摂食嚥下訓練の実施等を個別的に実施した場合に、算定します。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、当事業所の看護師、理学療法士等が退院時共同指導を行った後、退院後に初回訪問看護サービスを行った場合に算定します。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、当事業所が利用者の同意を得て、利用者又は家族と 24 時間連絡でき、計画的に

訪問することとなっていない緊急時の訪問を必要に応じて行う体制にある場合、算定します。

- ※ 特別管理加算は、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

特別管理加算（Ⅰ）を算定する場合の利用者について

- ・ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の方。

特別管理加算（Ⅱ）を算定する場合の利用者について

- ・ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の方
- ・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方
- ・ 真皮を越える褥瘡の状態の方
- ・ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態の方

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者へのサービス提供体制を強化した場合に算定します。

- ※ 訪問体制強化加算は、登録者の居宅における生活を継続するためのサービスの提供体制を強化した場合に算定します。

- ※ 総合マネジメント体制強化加算は、利用者の状況の変化に応じ多職種共同で看護小規模多機能型居宅介護計画を見直し、地域の病院、診療所等の関係施設に対して当事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合に算定します。

- ※ 褥瘡マネジメント加算は、継続的に利用者ごとの褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、そのケアの内容や状態を記録するなどの褥瘡管理を実施している場合に算定します。

- ※ 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する利用者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同で、当該利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基

づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。

- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を看護小規模多機能型居宅介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(5級地 10.17円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

3. その他

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり利用者が使用する、水道光熱費・ティッシュ・タオルなどの日常生活費は利用者に負担いただきます。
- (2) 法定代理受領の場合は、前述の金額に対して、負担割合証に記載された割合の額(但し、経過措置、利用者負担減免、公費負担がある場合などはその負担金額による)が自己負担となります。

4. 実費・その他の費用について

実費項目	交通費(通常の事業の実施地域以外の場合)自動車	1 kmにつき75円(税込)	オムツ代	実費	
	交通費(通常の事業の実施地域以外の場合)公共交通機関	実費	宿泊費	2,500円/日	
	実施記録の複写、複写物交付	A4、A3 11円(税込)/枚	洗濯費	1,200円/回 (約8-14kg)	
	食事代	朝食	350円	その他の日常生活費	口腔ケア用品 実費 日用消耗品 50円
		昼・夕食	600円		寝具等 実費 トラベルセット 550円
おやつ		150円	教養娯楽費	実費	
水道光熱費	実費	死後の処置料(寝衣代含む)	5,500円		

- (1) 従業者が看護小規模多機能型居宅介護を提供するため、利用者宅を訪問する際にかかる交通費は、

重要事項説明書の4.(利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について)に記載する通常の事業の実施地域内に居所をもつ利用者または中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に該当する利用者については無料

- (2) 重要事項説明書の4.(利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について)に記載する通常の事業の実施地域外にお住いの利用者については、社会医療法人貞仁会に対して前項に定める交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費[75円/km](税込み)となる
- (3) サービス実施記録の再交付を希望なさる場合は、コピー代金として、A4・A3用紙一枚につき11円(税込)をお支払いいただきます
- (4) 食事代は、食事の提供に要する費用であり、当事業所が利用者に対して食事の提供をした場合、お支払いいただきます
- (5) 買い物、通院及び外出介助などのサービスを利用する際にかかる交通費は、原則として利用者の負担となります。交通費が通院及び外出介助の場合、同乗する従業者分を含む公共交通機関実費とし、片道みのサービス提供であっても、往復における従業者分の交通費を利用者に負担頂きます。買い物代行において社会医療法人貞仁会の自動車等を使用する場合には、使用時の経費(利用者宅から目的地までの往復の経費[75円/km](税込み))を支払い頂きます。尚、看護小規模多機能型居宅介護の通常利用に係る送迎は費用を頂きません
- (6) 死後の処置料について、ご遺族の希望により、死後の処置を行った場合に、支払いいただきます
- (7) 看護小規模多機能型居宅介護の利用について、介護保険給付対象の場合には、非課税となります
- (8) 利用者が保険料の滞納等の理由により給付制限を受け、社会医療法人貞仁会が法定代理受領を実行することができない場合サービス利用料金全額をお支払い頂きます。この場合には、利用者は後日サービス提供証明書及び領収書を利用者の住所のある市区町村の窓口で提示すると、看護小規模多機能型居宅介護の利用料金全額または自己負担額を除く金額が払い戻しされます(償還払い)
- (9) 消費税の端数処理の関係上、請求金額と差が生じることがあります
- (10) 「洗濯費」は宿泊または通いサービスを提供の際に、利用者の被服を洗濯した場合にお支払い頂きます

5. 利用料金、利用料金支払い方法、その他重要事項

利用料金、利用者負担額(介護保険適用)その他費用の請求方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の定める基準により、利用者負担割合に応じてサービス提供毎に計算し利用月の合計金額により請求いたします。ただし、介護保険給付の範囲を超えた利用料金は全額自己負担となります。 ※ 介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が異なることがあります。 ・上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 日までに利用者あてにお届け(郵送等)します。
利用料金、利用者負担額(介護保険適用)その他	<ul style="list-style-type: none"> 銀行または郵便局の口座から自動引落にて支払頂きます。 ※ 指定金融機関の口座から、事業者が指定する日(同日が土日祝日の場

費用の支払い方法等	<p>合、翌営業日) に引落します。</p> <p>※ 手続き関係上、自動引落の申込をいただいた後、場合により 1～2 カ月程度引落できない場合があります。その場合は請求書に記載の指定口座へ振込にて支払いただきます。</p>
キャンセル料	<p>利用予定のサービスをキャンセルする際には、すみやかに事業所まで連絡願います。</p> <p>サービス利用日の前日 9 時を過ぎてキャンセルされる場合は、予定されていた宿泊費用の 1 割または食材料費若しくはその両方が、キャンセル料としてかかりますのでご注意願います。</p> <p>※ キャンセル料は、別途消費税がかかります。</p> <p>※ 緊急な入院などの特段の事情については、キャンセル料はいただきません。</p>